

令和元年8月吉日

お客様各位

## 「お取引明細(通帳未記入分)」の取扱い変更に関するお知らせ

日頃より、山形第一信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、当組合では、一定件数のお取引明細を一定期間通帳記帳されない場合、お客様のお預入れ明細とお引出し明細をそれぞれ合算集約し、「入金合計」「出金合計」として通帳記帳させていただき取扱いを行っております。また、合算集約されるお取引明細については、「お取引明細(通帳未記入分)」のお知らせ」として、ご送付させていただいております。

この度、お客様の通帳記帳によるお取引内容のご確認促進および廃棄による個人情報流出を防止するため、令和元年12月のご送付を最後に、お渡しまたは郵送による交付を終了させていただき、お客様のお申出による店頭交付での取扱いに変更させていただきます。

### 【お取引明細の発行をご希望の場合】

お取引店の窓口に

- ・「通帳」
  - ・「お届印」
  - ・「本人確認書類(運転免許証・健康保険証など)」
- をお持ちになってご来店いただきお申出ください。

「取引履歴明細表」を作成し、ご提供させていただきます。なお、「取引履歴明細表」の作成に多少の日数を要しますので、予めご了承ください。

※「取引履歴明細表」発行手数料が必要となります。

なお、ご不明な点につきましては、お取引店までお問い合わせください。  
お客さまにおかれましては、本件趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。